

「さあ！サッポロ冬割」事業者募集要項

本募集要項は、「さあ！サッポロ冬割」事業支援金交付要綱（以下「実施要綱」）に基づき、さあ！サッポロ冬割事業への参画事業者の募集を実施するものであり、募集要項に定めのない事項については実施要綱を準用します。（冬も泊まってスマイルクーポン事業の事業者は、別途「さあ！サッポロ 冬も泊まってスマイルクーポン」事業者募集要項を参照ください。）

1. 募集対象者

対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第 2 条第 2 項から第 3 項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は除く。

イ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(2) 北海道内に営業店舗がある旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業の登録を受けた者

(3) 日本国内に法人格を有する OTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者のうち、事業者の負担軽減について、最大限配慮する者（消費者還元分などを手数料から差し引くなど。）

(4) 対象事業者として事務局が適当と認める者

※1-（1）で定める者のうち、自社サイト等での直接販売を行わず、旅行会社・OTA 経由での販売のみを受け付ける者についても事業への参加は可能とする。

2. 「さあ！サッポロ冬割」支援金事業概要

支援金の金額は 5,000 円とし、各号の商品に限る。また、支援金の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。ただし、連泊の上限については 5 泊までとする。

(1) 1 人（人泊）当たりの税込販売価格が 6,000 円以上の宿泊商品。ただし、他の割引制度（Goto トラベルキャンペーン等）と併用する場合は、他制度の割引後の価格が 6,000 円以上の商品。なお、想定されるその他宿泊割引キャンペーン及び併用時の下限額は別表 1 に定める通りとする。※別表 1 は公式 HP で随時更新予定

(2) 前号のうち、部屋貸しの販売価格（民泊等）については、1 室当たりの税込販売価格が 6,000 円以上の商品。ただし、他の割引制度（Goto トラベルキャンペーン

等)と併用する場合は、他制度の割引後の税込価格が6,000円以上の商品。なお、想定されるその他宿泊割引キャンペーン及び併用時の下限額は別表1に定める通りとする。※別表1は公式HPで随時更新予定

(3) OTAと旅行会社は、クーポンコードや引換証の発行・手交等で「さあ！サッポロ冬割」を利用した宿泊予約であることを宿泊施設が認識できるようにしなければならない。

(4) 宿泊施設は、冬割を利用する宿泊者に対して「さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン」(以下「クーポン」という。)を宿泊のチェックイン時に1人1泊当たり2,000円分を配布する。ただし、部屋貸しの販売価格(民泊事業者等)については、1室1泊当たり2,000円を配布する。なお、クーポンは予約方法に関わらず、冬割を利用した対象宿泊者全員に配布するものとする。

※冬割利用以外の宿泊者へは配布してはいけない。

(5) 支援金の交付対象となる宿泊事業者や旅行会社等(以下「対象事業者」という。)は、支援金の対象となる商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、商品名に「さあ！サッポロ冬割」を明記するとともに、本来の販売価格(税及びサービス料を含む)及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の額を明記すること。募集型企画旅行については、本来の販売価格の明示が旅行業法上不可のため、参加申請後に提出する誓約書の内容を遵守する事業者のみ販売を可能とする。事務局は、必要に応じて対象事業者から仕入精算書類などの提出・報告を求め、調査することができる。

(6) OTA及び旅行会社が販売できる商品は、冬割参画宿泊施設のみが対象となり、参画申請をしていない宿泊施設は販売することができない。なお、参画宿泊施設一覧は別途事務局より交付金額の決定通知と共に各事業者に共有するものとする。

3. 支援金の対象となる期間

別途通知する日から令和3年3月7日(日)チェックアウト分まで。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を見て、後日、開始日を公表いたします。

4. 適用の除外

前項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 札幌市域において、感染症により北海道の警戒ステージ3以上で、道が外出や往來の自粛要請を行った場合で、市が冬割事業の中止又は一時停止を判断した場合
- (2) 宿泊者の居住地が、感染症により国等の緊急事態宣言の発令期間中で、市がその居住地からの利用停止を判断した場合
- (3) 取引先等の関係者への優先販売及び宿泊施設関係者(同居親族含む)の自社施設の利用

- (4) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (5) その他、事務局が不相当と認めるもの

5. 申請方法

- ・さあ！サッポロ冬割&冬も泊まってスマイルクーポン事務局が指定する様式で、必要書類及び誓約書を提出し、参画事業者としての登録を申請します。
- ・申請及び請求は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、事務局へ連絡の上、下記申込書類を期限までに提出することとする。
 - (1) さあ！サッポロ冬割事業参加登録申請書（様式1）
 - (2) 誓約書（様式2）
 - (3) 口座確認書（様式3）
 - (4) 前号の指定口座通帳の写し
 - (5) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
 - (6) その他事務局が必要と認める書類

6. 申請書提出期限

- （第1次締切）令和2年12月23日（水）
- （第2次締切）令和3年1月4日（月）
- 第3次締切、第4次締切の日程は未定。

7. 感染症による北海道警戒ステージ等の対応について

感染拡大により地域の往来の抑制や外出の自粛等の行動制限等の発令がされた場合は、事務局と連携を密にとりながら、以下の対応をお願いします。

- (1) 札幌市内に行動制限等が発令
 - ① 事業の一時停止又は利用対象者の制限をいたします。
 - ② すでに予約をされている割引対象外の方への連絡や新規販売を中止してください。
 - ③ 本件に該当する場合のキャンセル料は予約者から求めないでください。
- (2) 札幌市外で行動制限等が発令
 - ① 対象地域からの宿泊者に対する「さあ！サッポロ冬割」を利用した旅行は控えるよう呼びかけます。
 - ② すでに予約をされている対象地域の方がキャンセルする場合は、キャンセル料を予約者に求めないでください。

8. お問い合わせ

さあ！サッポロ冬割&冬も泊まってスマイルクーポン事務局・コールセンター

【電話番号】 011-351-3990

0570-666-556 (ナビダイヤル)

(土・日・祝を除く 10:00~17:00)